

現行の保険証の発行が終了します(国民健康保険・後期高齢者医療)

【問合せ】国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に関すること 市民課 国保年金係 ☎773・6661
 マイナンバーカードの申請に関すること 市民課 市民班 ☎773・6661

12月2日(月)から現行の保険証の発行が終了し、マイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。
 保険証の発行終了以降、マイナ保険証を所持していない人には「資格確認書」が発行されますので、引き続き保険医療を受けることができます。

お持ちの保険証は、
 券面に記載の有効期限
 まで使用可能です

医療機関(病院、診療所、調剤薬局など)を受診する際に必要なもの

	使用するもの	使用方法	取得方法
マイナ保険証を所持している場合	マイナンバーカード	マイナンバーカードを医療機関に設置されているカードリーダーで読み取る	マイナンバーカード取得後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う(医療機関の窓口で登録可能)
	※医療機関のカードリーダーが不具合の時または使えない時 ・現行の保険証を使用ください。 ・12月2日以降、マイナ保険証を所持している既加入者には現行の保険証の有効期限が切れるまでに「資格情報のお知らせ」を郵送しますので(手続き不要)、マイナンバーカードとともに医療機関へ提示ください。新規加入者などには手続き時に「資格情報のお知らせ」を発行します。		
マイナ保険証を所持していない場合	資格確認書 (保険証に記載の有効期限内は現行の保険証を使用ください)	医療機関に提示	・12月2日以降、マイナ保険証を所持していない新規加入者などに発行 ・既加入者には現行の保険証の有効期限が切れるまでに郵送(手続き不要)

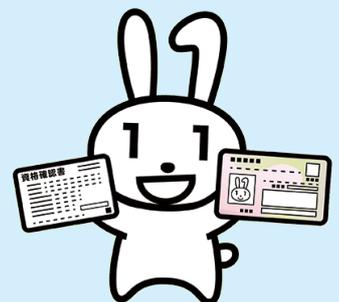
マイナ保険証を所持している人でも、次の場合は窓口での申請により資格確認書を発行します

- ・マイナンバーカードを紛失した人、更新中の人
- ・介助者などの第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある、マイナ保険証での受診が困難な場合など

医療機関受診の際はマイナンバーカードを利用ください

マイナンバーカードを利用することで、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、より良い医療を受けることができるなどのメリットがあります。

マイナンバーカードの保険証利用の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用

検索